

(11) 医療保険者対策の概要について（案）

1 目的

介護保険法の円滑な実施を図るため、介護保険料と医療保険料が一体として徴収されるものであることを踏まえ、医療保険者全体としての負担増の1年分について、個々の医療保険者の財政状況等をくみ取りつつ、国が、平成12年度及び13年度にわたり、医療保険者に財政支援を行う。

2 措置の内容

(所 要 額)

(1) 健康保険組合 600億円

- ・ 国からの補助金により基金を設置。
- ・ 既に財政基盤が脆弱で医療保険料が高い水準にあり、更に介護保険料の上乗せにより、保険料が相当高くなるような財政窮迫組合に対して、介護保険料の徴収の円滑化と医療保険の安定を確保するため、給付金を給付する。

(2) 国民健康保険 660億円

- ・ 国からの補助金により基金を設置。
- ・ 介護保険料の上乗せ賦課による収納率の低下を懸念する国民健康保険の保険者の実情を踏まえ、各医療保険者に対し給付金を給付する。

3 所要額合計 1,260億円